

（窓ガラス）

第39条 窓ガラスの安全ガラス等に関し、保安基準第29条第1項の告示で定める基準、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第2項の告示で定める基準、自動車（被牽引^{けん}自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、別添37「窓ガラスの技術基準」に定める基準とする。この場合において、保安基準第29条第1項ただし書きの「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。

一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス

二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

3 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 車室内に備えるはり付け式の後写鏡

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV₁点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域B（以下「試験領域B」という。）及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛

直面上のガラス開口部の実長の 20 %以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

- (1) 運転者席の運転者が別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する〇点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲
- (2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域 I（以下「試験領域 I」という。）及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

三 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であつて別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域 A（以下「試験領域 A」という。）又は試験領域 B にはり付ける場合にあつては、次のイ又はロに掲げる要件、乗用自動車以外であつて試験領域 I にはり付ける場合にあつては、ハに掲げる要件を満足しなければならない。

イ 試験領域 A にはり付ける場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。

ロ 試験領域 B（試験領域 A と重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。

ハ 試験領域 I にはり付ける場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。

四 窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

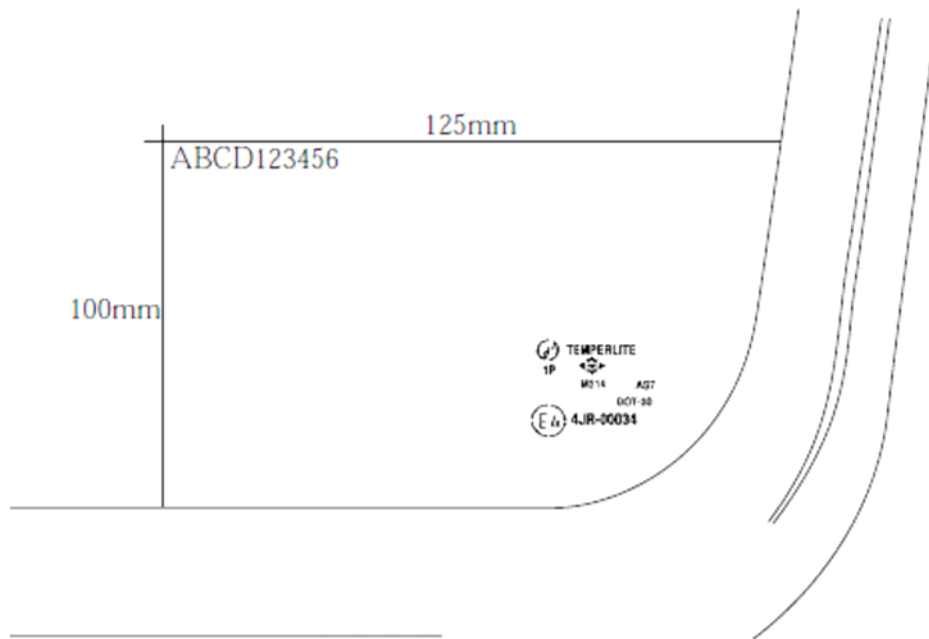
イ 乗用自動車にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

ロ 乗用自動車以外の自動車にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

五 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が 70 %以上であることが確保できるもの。

七 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から 100mm 以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの



- 4 前項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。
 - 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
 - 二 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
 - 三 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
 - 四 前号に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲
- 5 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第3項第6号の「透明であり」とされるものとする。
 - 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
 - 二 前項第1号及び第2号にあつては、交通信号機
 - 三 前項第3号及び第4号にあつては、歩行者等